

| | |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 30年(令和32年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和12年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁交通部長 殿
 各道府県警察本部長

警察庁丁運発第68号
 令和元年8月5日
 警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習の運用に関する細目について（通達）

高齢者講習の運用に関する細目については、「高齢者講習の運用に関する細目について」（平成28年10月14日付け警察庁丁運発第164号。以下「旧通達」という。）により定められているところであるが、この度、「高齢者講習の運用について（通達）」（令和元年6月12日付け警察庁丙運発第5号。以下「局長通達」という。）が発出されたことに伴い、所要の改正を行い、下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。
 なお、旧通達は、廃止する。

記

1 高齢者講習指導員の要件の運用基準

局長通達の第1の1の「高齢者講習指導員の要件」の運用基準は、次のとおりとする。

(1) 第1の1(4)ア関係

ア (ア)の「運転適性指導に関する業務」としては、運転適性指導以外に次の業務が該当する。

(ア) 「指定自動車教習所の教習の標準」における学科教習（第2段階）の「適性検査結果に基づく行動分析」の教習

(イ) 初心運転者講習における運転適性検査

(ウ) 運転免許試験場の運転適性検査所等における自動車等の運転に必要な適性に関する調査・指導

(エ) 従来の停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習に係る講習指導員の業務

イ (イ)の「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者」には、次の者が該当する。

(ア) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者

(イ) 中堅運転適性検査指導者専科を修了（平成12年度まで実施していた「新任運転適性検査指導者専科」又は「運転適性専門官専科」を修了した者を含む。）し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者

(ウ) 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する取消処分者

講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

- (エ) 運転適性検査・指導者資格証の交付を受けているが、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間が、局長通達第1の1(4)ア(ア)の期間に満たない者であるが、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う所要の講習を受けたもの。

(2) 第1の1(4)イ関係

ア ただし書の「受講者の利便性を図るため高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合」とは、当該地域に高齢者講習の実施場所が存在しないと受講者にとって更新時講習と比較して極めて不便となるため、当該地域に講習場所を設ける必要がある場合である。例えば、基準に該当する委託先に係る講習場所が数十キロメートル離れている場合がこれに該当する。「過疎地」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に定める「過疎地域」をいい、「辺地」とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）第2条に定める「辺地」をいう。この場合において、高齢者講習指導員の要件としては、離島等で指定自動車教習所や届出自動車教習所が存在しないような場所で二輪車安全運転指導員を二輪運転者を対象とする講習に充てるような場合が考えられる。

イ (ウ)の「公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者」としては、次のような者が相当する。

- (ア) 白バイ若しくは交通用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの
- (イ) 運転免許試験場等で技能試験官としての経験が相当期間ある者
- (ウ) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- (エ) センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

(3) 第1の1(5)ア関係

「公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者」としては、次の者が該当するものと考えられるが、高齢者講習指導員は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることを原則とすることから、審査には厳格に当たること。

ア 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験が相当期間ある者

イ センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験が相当期間ある者

なお、本通達1(2)アに掲げる二輪車安全運転指導員で、公安委員会が行う所要の講習を受けた者も該当するものとする。

2 高齢者講習指導員の資質の向上

高齢者講習指導員の研修会を随時開催して、知識、教育能力等の向上に努めること。

なお、新しく高齢者講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、高齢者講習に関する知識・技術を習得させること。

3 講習の委託

(1) 委託の方法

高齢者講習を委託する場合には、地方自治法その他関係法令及び各都道府県における諸規則によるとともに、公平性、透明性及び競争性の確保に留意すること。

(2) 委託契約の内容

高齢者講習を委託する場合は、あらかじめ高齢者講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて高齢者講習が行われるようにすること。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって高齢者講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、高齢者講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

ア 高齢者講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って行うこと。

イ 高齢者講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

ウ 高齢者講習指導員は、高齢者講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに高齢者講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

エ 高齢者講習指導員が、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他高齢者講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。

カ 高齢者講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに高齢者講習の委託契約を解除することができること。

キ その他高齢者講習の適正な実施に必要な事項

(3) 講習委託費

講習委託費は、手数料収入との見合いにおいて、効果的な講習を行うに足る額を支出できるよう予算措置をとること。

4 双方向型講義の留意事項

(1) 受講者個々の理解度の確認

受講者の理解度は、個々の認知機能の状況や自動車等の運転に関する知識・経験等により異なることから、適宜質問を行い、受講者に発言させるなど、その理解度を確認しつつ講義を行うこと。

また、講義の重点項目について、掲示したり、メモをさせるなど、講義内容が受講者に浸透するような指導を行うこと。

(2) 具体的実施要領

具体的には、加齢による身体機能の変化、道路交通法の改正に伴う知識の中で特に必要と思われる事項、危険予測や危険な運転行動の回避等について、事例を示すなど、視聴覚教材を活用した説明・質問を行い、受講者の安全意識や道路交通に関する知識等について確認しつつ講義を行うこと。

(3) 視聴覚教材の活用

高齢者に分かりやすく講義すべき事項を説明する必要があることから、写真、映像、図等の視聴覚教材を積極的に活用すること。

なお、教本を活用する場合は、該当ページを受講者全員が開いていることを確認するなど、一方的な講義を進めることがないようにすること。

また、事前に高齢者講習指導員による模擬映像の作成や実車指導における危険な運転行動に係る映像の集積を行っておくと効果的である。

5 講習実施上の留意事項

(1) 教本

高齢者講習で使用する教本は、別紙の内容について正確にまとめられたものを使用するものとする。

なお、教本の冊数については、原則として1冊とすること。規格については、講習終了後に持ち帰って自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく使い勝手の良いものとする。

(2) 地方版資料

高齢運転者の身体機能の低下が事故原因であると認められた各都道府県の事故事例を取り上げるなどの内容の資料を作成配付し、教本と併せた効果的な高齢者講習を実施すること。

(3) 視聴覚教材

加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があること及び安全運転の必要性を理解させる内容のものを使用すること。

また、プロジェクタ等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ及びDVDプレーヤー等適切な視聴覚器材を備え付けること。

(4) 機材等

講習が適正に実施できるよう、実車指導において使用するドライブレコーダー等の録画装置及び個人指導において使用する映像再生機材の使用要領について、講習指導員に対する事前教養を徹底すること。

(5) 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

高齢の特定失効者及び特定取消処分者から問い合わせ等があった場合には、次の事項に留意し、誤りのないよう対応すること。

ア 受講者の年齢は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢で判断されること。

イ 高齢者講習の受講は、免許申請書を提出した日前1年以内とされていること（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第26条の2）。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。その際、高齢運転者に関するものは、詳細に解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム(E T C)、電気自動車・ハイブリッド自動車、先進安全自動車(A S V)及び横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ(エコドライブ普及連絡会策定)」等の最新の内容を中心に解説すること。

4 安全な運転に必要な実践的な知識

高齢運転者に多い交通事故の特徴を踏まえて、その防止方策等を中心に以下の項目について、イラスト等を用いて解説すること。

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 高齢運転者の安全に関する知識(高齢運転者の運転特性)

(1) 一般的特性

一般の道路や高速道路等の自動車専用道路における高齢運転者の事故傾向(含む自転車の事故傾向)、運転特性について解説すること。その際、高齢運転者が運転する

上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 病気と加齢

高齢者に比較的多く発症する病気の症状についてイラスト等を用いて解説すること。その際、運転行動との関係についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

体内におけるアルコールの分解の基礎知識、飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

負傷者の救護(119番への通報含む)、道路の危険防止、警察への通報について、イラスト等を用いて解説するとともに、一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生(そせい)法委員会策定の「救急蘇生(そせい)法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。

8 高齢運転者と免許制度

高齢者講習、講習予備検査、臨時適性検査、免許証の返納制度及び運転経歴証明書の概要や目的等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、高齢者講習の受講期間等についても言及すること。

9 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び3章を除く。)の内容を、イラスト等を用いて記載すること。

10 その他

(1) メモ欄等

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄等を設けること。

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラルや事故の増加に関するものや交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。